企　業　局

令和８年(2026年)１１月２４日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要 ---------- １～12

２　函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例の骨子 --- 13～15

３　函館市下水道条例の一部を改正する条例の骨子 --------- 16～17

４　函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例の骨子 --------- 18～19

1　令和８(2026)年度補正予算概要

【水 道 事 業 会 計】
(1) 補　正　事　項

事　　項		補 正 額	備　　考
収入	他会計負担金	△ 626千円	一般会計負担金（収益的収入）の減　△ 636千円 一般会計負担金（資本的収入）の増　10千円
	引当金戻入益	1,242	退職給付引当金戻入益の増　1,242千円
	国庫補助金	8,750	国庫補助金（資本的収入）の増　8,750千円
	計	9,366	
支出	給与費	4,277	給与改定による増加分　26,743千円 職員の変動およびその他の増減分　△ 22,466千円
	企業債利息	△ 24,366	企業債利息の減　△ 24,366千円
	消費税及び地方消費税納付税額	△ 2,382	消費税及び地方消費税納付税額の減　△ 2,382千円
	雑支出	11	その他雑支出の増　11千円
	その他固定資産費	35,000	機械その他固定資産取得費の増　35,000千円
	計	12,540	

(2) 収益的収入及び支出
収　　入

科　　目	既 決 額	補 正 額	計	備　　考
水道事業収益	4,862,729千円	606千円	4,863,335千円	
水道事業営業収益	4,472,837	△ 636	4,472,201	一般会計負担金を補正
営業外収益	248,819	1,242	250,061	退職給付引当金戻入益を補正

支　　出

科　　目	既決額	補正額	計	備　　考
	千円	千円	千円	
水道事業費用	4,784,420	△　21,384	4,763,036	
水道事業営業費用	4,437,537	3,179	4,440,716	給料，手当等，賞与引当金繰入額，法定福利費，法定福利費引当金繰入額および退職給付費を補正
温泉事業営業費用	87,871	2,174	90,045	給料，手当等，賞与引当金繰入額，法定福利費，法定福利費引当金繰入額および退職給付費を補正
営業外費用	225,184	△　26,737	198,447	企業債利息，納付税額およびその他雑支出を補正

当年度純損益　△ 131,999千円

(3)　資本的収入及び支出

収　　入

科　　目	既決額	補正額	計	備　　考
	千円	千円	千円	
資本的収入	1,988,749	8,760	1,997,509	
国庫補助金		8,750	8,750	機械その他固定資産取得費補助金を計上
他会計負担金	65,025	10	65,035	一般会計負担金を補正

支　　出

科　　目	既決額	補正額	計	備　　考
	千円	千円	千円	
資本的支出	3,958,100	33,924	3,992,024	
建設改良費	2,726,727	33,924	2,760,651	水道事業建設改良費およびその他固定資産費を補正

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,994,515千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額232,298千円，過年度分損益勘定留保資金393,392千円及び当年度分損益勘定留保資金1,368,825千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額　△　479,559千円

累積財源過不足額　　2,690,679千円

(4)　債務負担行為

（追　加）

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
配水施設事業費	令和８年度から 令和９年度まで	168,762

※工事の早期発注により，施工時期の平準化を図ることを目的とするもの。

(5)　債務負担行為の内訳

工　事　名	施　行　箇　所	管 径	延 長
海　岸　2　号	海岸町11～14	mm φ100	m 152
海　岸　1　号	海岸町14	φ 50	80
杉 並 松 陰 1 号	杉並町18～松陰町3	φ100	180
本 通 1 丁 目 1 号	本通1丁目49～53	φ100	133
本 通 2 丁 目 1 号	本通2丁目8～19	φ 50	345
美 原 2 丁 目 2 号	美原2丁目10～15	φ100	210


（6）債務負担行為　施行箇所図
配水施設事業
美原２丁目２号
本通１丁目１号
本通２丁目１号
杉並松陰１号
海岸２号
海岸１号

参考資料

令和８(2026)年度函館市水道事業会計予算（補正後）

(1)　収益的収入及び支出

収	入	支	出	備	考
	千円		千円		
水道事業収益	4,863,335	水道事業費用	4,763,036	内部留保資金（減価償却費等）	
水道事業営業収益	4,472,201	水道事業営業費用	4,440,716		1,414,657千円
温泉事業営業収益	86,034	温泉事業営業費用	90,045		
売電事業営業収益	55,039	売電事業営業費用	25,827		
営業外収益	250,061	営業外費用	198,447		
		特別損失	1		
		予備費	8,000		
		差引	100,299		

当年度純損益　△131,999千円

(2)　資本的収入及び支出

収	入	支	出	備	考
	千円		千円		
資本的収入	1,997,509	資本的支出	3,992,024	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,994,515千円は,	
企業債	1,896,600	建設改良費	2,760,651	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	232,298千円
国庫補助金	8,750	企業債償還金	1,231,373	過年度分損益勘定留保資金	393,392千円
他会計負担金	65,035			当年度分損益勘定留保資金	1,368,825千円
工事補償金	27,124			で補てんするものとする。	
差引	△1,994,515				

当年度財源過不足額　△　479,559千円

累積財源過不足額　2,690,679千円

【公共下水道事業会計】
(1) 補　正　事　項

事　　項		補正額	備　　考
収入	他会計負担金	千円 8,845	一般会計負担金（収益的収入）の増　12,696千円 一般会計負担金（資本的収入）の減　△ 3,851千円
	企業債	△ 242,300	処理場事業費企業債の減　△ 242,300千円
	計	△ 233,455	
支出	給与費	19,028	給与改定による増加分　13,656千円 職員の変動およびその他の増減分　5,372千円
	企業債利息	23,630	企業債利息の増　23,630千円
	消費税及び地方消費税納付税額	22,810	消費税及び地方消費税納付税額の増　22,810千円
	雑支出	△ 10	その他雑支出の減　△ 10千円
	建設改良費	△ 255,000	処理場事業費（起債）の減　△255,000千円
	計	△ 189,542	

(2) 収益的収入及び支出
収　　入

科　　目	既決額	補正額	計	備　　考
下水道事業収益	千円 7,948,772	千円 12,696	千円 7,961,468	
営業収益	5,561,890	12,696	5,574,586	一般会計負担金を補正

支　　出

科　　目	既決額	補正額	計	備　　考
下水道事業費用	千円 7,002,055	千円 68,217	千円 7,070,272	
営業費用	6,505,295	21,787	6,527,082	給料，手当等，賞与引当金繰入額，法定福利費，法定福利費引当金繰入額および退職給付費を補正
営業外費用	488,759	46,430	535,189	企業債利息，納付税額およびその他雑支出を補正

当年度純損益　　810,864千円

(3) 資本的収入及び支出

収　　入

科　　目	既決額	補正額	計	備　　考
	千円	千円	千円	
資本的収入	3,189,226	△ 246,151	2,943,075	
企業債	1,571,300	△ 242,300	1,329,000	企業債を補正
他会計負担金	1,248,793	△ 3,851	1,244,942	一般会計負担金を補正

支　　出

科　　目	既決額	補正額	計	備　　考
	千円	千円	千円	
資本的支出	5,435,084	△ 257,759	5,177,325	
建設改良費	1,921,236	△ 257,759	1,663,477	管渠事業費，ポンプ場事業費および処理場事業費を補正

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,234,250千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,332千円，当年度分損益勘定留保資金1,303,029千円及び繰越利益剰余金処分額850,889千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額　△　40,025千円

累積財源過不足額　1,987,383千円

(4) 企　　業　　債

補　　正　　前	補　　正　　後
限　度　額　1,571,300千円	限　度　額　1,329,000千円

(5) 債務負担行為

（追　加）

事　　項	期　　間	限度額
		千円
下水管渠事業費	令和８年度から 令和９年度まで	82,000
汚水処理施設事業費	令和８年度から 令和９年度まで	166,500
汚泥処理施設事業費	令和８年度から 令和９年度まで	160,200

(6)　債務負担行為の内訳

工　事　名	施　　行　　箇　　所	管　径	延　長
戸　倉　第　2　排　水　区	高丘町9	mm φ1200	m 4
亀　田　第　1　1　排　水　区	中道2丁目21，23，25	φ　400	102
亀　田　第　4　排　水　区	美原1丁目46～48	φ　450	213
南部下水終末処理場 環境部発電電力受電設備	金堀町10番2号（汚水処理施設） 日乃出町26番8号（汚泥処理施設）		

（７）　債務負担行為　施行箇所図
下水管渠事業

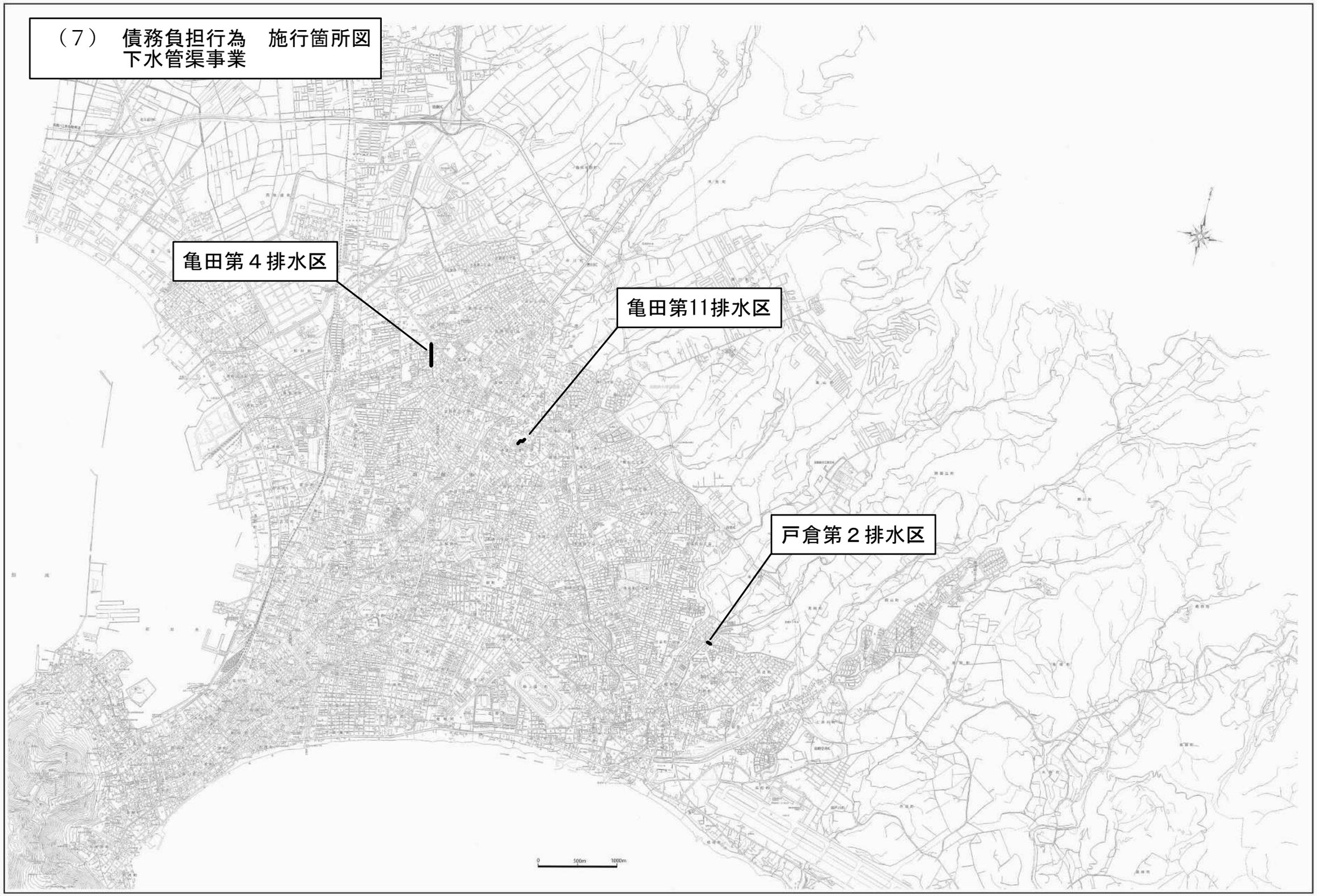

令和８(2026)年度函館市公共下水道事業会計予算（補正後）

(1)　収益的収入及び支出

収入		支出		備考
	千円		千円	
下水道事業収益	7,961,468	下水道事業費用	7,070,272	内部留保資金（減価償却費等）
営業収益	5,574,586	営業費用	6,527,082	1,303,029千円
営業外収益	2,386,882	営業外費用	535,189	
		特別損失	1	
		予備費	8,000	
		差引	891,196	

当年度純損益　810,864千円

(2)　資本的収入及び支出

収入		支出		備考
	千円		千円	
資本的収入	2,943,075	資本的支出	5,177,325	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,234,250千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 80,332千円 当年度分損益勘定留保資金 1,303,029千円 繰越利益剰余金処分額 850,889千円 で補てんするものとする。
企業債	1,329,000	建設改良費	1,663,477	
国庫補助金	343,225	企業債償還金	3,505,628	
受益者負担金	1,957	長期貸付金	8,220	
他会計負担金	1,244,942			
工事補償金	18,430			
長期貸付金返還金	5,521			
差引	△2,234,250			

当年度財源過不足額　△ 40,025千円

累積財源過不足額　1,987,383千円

【交 通 事 業 会 計】

(1) 補　正　事　項

事　　項		補 正 額	備　　考
収入	他会計負担金	△ 141千円	一般会計負担金（収益的収入）の減　△ 141千円
	他会計補助金	△ 1,732	一般会計補助金（収益的収入）の減　△ 1,732千円
	計	△ 1,873	
支出	給与費	△ 5,162	給与改定による増加分　22,408千円 職員の変動およびその他の増減分　△ 27,570千円
	企業債利息	5,808	企業債利息の増　5,808千円
	消費税及び地方消費税納付税額	96	消費税及び地方消費税納付税額の増　96千円
	計	742	

(2) 収益的収入及び支出

収　　入

科　　目	既 決 額	補 正 額	計	備　　考
軌道事業収益	1,753,996千円	△ 1,873千円	1,752,123千円	
営業外収益	488,061	△ 1,873	486,188	一般会計負担金および一般会計補助金を補正

支　　出

科　　目	既 決 額	補 正 額	計	備　　考
軌道事業費用	1,791,131千円	742千円	1,791,873千円	
営業費用	1,722,723	△ 5,162	1,717,561	給料，手当等，賞与引当金繰入額，法定福利費，法定福利費引当金繰入額および退職給付費を補正
営業外費用	65,407	5,904	71,311	企業債利息および納付税額を補正

当年度純損益　△ 68,475千円

(3) 資本的収入及び支出

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額223,442千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,725千円，過年度分損益勘定留保資金73,018千円及び当年度分損益勘定留保資金121,699千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額　23,083千円

累積財源過不足額　96,101千円

参考資料

令和８(2026)年度函館市交通事業会計予算（補正後）

(1)　収益的収入及び支出

収入		支出		備考
	千円		千円	
軌道事業収益	1,752,123	軌道事業費用	1,791,873	内部留保資金（減価償却費等）
営業収益	1,265,935	営業費用	1,717,561	286,275千円
営業外収益	486,188	営業外費用	71,311	
		特別損失	1	
		予備費	3,000	
差引	△ 39,750			

当年度純損益　△　68,475千円

(2)　資本的収入及び支出

収入		支出		備考
	千円		千円	
資本的収入	417,846	資本的支出	641,288	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額223,442千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,725千円 過年度分損益勘定留保資金 73,018千円 当年度分損益勘定留保資金 121,699千円 で補てんするものとする。
企業債	311,400	建設改良費	422,424	
国庫補助金	60,826	企業債償還金	218,864	
他会計補助金	45,620			
差引	△ 223,442			

当年度財源過不足額　23,083千円
累積財源過不足額　96,101千円

2　函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

災害その他非常の場合における給水装置の工事の施行に関する規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙新旧対照表のとおり）

災害その他非常の場合において,函館市公営企業管理者以外の水道事業者または同管理者以外の水道事業者から指定を受けた者も，給水装置の新設，改造，修繕または撤去の工事を施行することができるよう規定を改める。

(3) 施行期日

公布の日

函館市水道事業給水条例　新旧対照表

現　　行	改　正　案
（工事の施行） 第８条　給水装置の新設，改造，修繕または撤去の工事は，管理者または管理者が法第16条の２第１項の規定による指定（法第25条の３の２第１項の指定の更新を含む。）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	（工事の施行） 第８条　給水装置の新設，改造，修繕または撤去の工事は，管理者または管理者が法第16条の２第１項の規定による指定（法第25条の３の２第１項の指定の更新を含む。以下この項において同じ。）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし，災害その他非常の場合において，管理者が必要があると認めるときは，管理者以外の水道事業者（法第３条第５項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）または管理者以外の水道事業者から法第16条の２第１項の規定による指定を受けた者も，給水装置の新設，改造，修繕または撤去の工事を施行することができる。
２　指定給水装置工事事業者が前項の工事（修繕に係る工事を除く。）を施行する場合は，あらかじめ管理者の設計審査を受け，かつ，工事完了後速やかに管理者の工事検査を受けなければならない。	２　指定給水装置工事事業者（前項ただし書の規定により給水装置の新設，改造，修繕または撤去の工事を施行することができることとされた者を含む。次条第２項および第37条第２項において同じ。）が前項の工事（修繕に係る工事を除く。）を施行する場合は，あらかじめ管理者の設計審査を受け，かつ，工事完了後速やかに管理者の工事検査を受けなければならない。
３　管理者は，第１項の工事を施行する場合において必要と認めるときは，当該工事の申込みをした者に当該工事に関し利害関係がある者の同意書等の提出を求めることができる。	３　（略）
（給水管および給水用具の指定等） 第８条の２　管理者は，災害等による給水装置の損傷を防止するとともに，給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは，配水管への取付口から水道メーターまでの間に使用する給水管および給水用具について，その構造および材質を指定することができる。	（給水管および給水用具の指定等） 第８条の２　（略）
２　管理者は，指定給水装置工事事業者に対し，配水管への給水管の取付工事および配水管への取付口から水道メーターまでの工事に関する工法，工期その他の工事上の条件について指示することができる。	２　（略）
（手数料） 第34条　第８条第１項の規定による指定を受けようとする者は，10,000円（指定の更新の場合にあつ	（手数料） 第34条　第８条第１項本文の規定による指定を受けようとする者は，10,000円（指定の更新の場合に

ては，8,000円）の手数料を申請の際管理者に納付しなければならない。	あつては，8,000円）の手数料を申請の際管理者に納付しなければならない。
2　第８条第２項の設計審査および工事検査を受けようとする者は，次の表に定める手数料を添えて管理者に申請しなければならない。この場合において，当該設計審査および工事検査に係る工事が都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第12項の開発行為に関するものであるときの手数料については，給水管の最大口径，工事延長等に応じ，管理者が別に定める。	2　（略）

工事の種別			設計審査手数料（申請１件につき）	工事検査手数料（水道メーター１個につき）
新設工事	給水管の最大口径（工事検査手数料にあつては，水道メーターの口径）	25ミリメートルまでのもの	3,900円	6,000円
		25ミリメートルを超え50ミリメートルまでのもの	5,800円	8,200円
		50ミリメートルを超えるもの	8,300円	10,400円
改造または撤去の工事			2,000円	4,100円

3　第37条第２項ただし書に規定する検査に係る手数料については，給水管の最大口径等に応じ，管理者が別に定める。	3　（略）
（給水装置の基準違反等に対する措置） 第37条　管理者は，水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が，水道法施行令（昭和32年政令第336号）第６条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合していないときは，その者の給水の契約の申込みを拒み，またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間，その者に対する給水を停止することができる。	（給水装置の基準違反等に対する措置） 第37条　（略）
2　管理者は，水の供給を受ける者の給水装置が，管理者または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは，その者の給水の契約の申込みを拒み，またはその者に対する給水を停止することができる。ただし，法第16条の２第３項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき，または当該給水装置の構造および材質が前項の基準に適合していることを検査により確認したときは，この限りでない。	2　（略）

3　函館市下水道条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

災害その他非常の場合における排水設備の工事の施行に関する規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙新旧対照表のとおり）

災害その他非常の場合において,函館市公営企業管理者以外の公共下水道管理者から指定を受けた者も,排水設備の新設等の工事を施行することができるよう規定を改める。

(3) 施行期日

公布の日

函館市下水道条例　新旧対照表

現　　行	改　正　案
（排水設備の工事の施行） 第４条　排水設備の新設等の工事は，管理者の指定する排水設備工事業者が施行するものとする。	（排水設備の工事の施行） 第４条　排水設備の新設等の工事は，管理者の指定する排水設備工事業者（次項において「指定排水設備工事業者」という。）が施行するものとする。ただし，災害その他非常の場合において，管理者が必要があると認めるときは，管理者以外の法第４条第１項に規定する公共下水道管理者からこの項本文の指定に相当する指定を受けた者も，排水設備の新設等の工事を施行することができる。
２　前項の排水設備工事業者の指定および施行について必要な事項は，管理者が別に定める。	２　指定排水設備工事業者（前項ただし書の規定により排水設備の新設等の工事を施行することができることとされた者を含む。）の指定および施行について必要な事項は，管理者が別に定める。

４　函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

下水道法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日

函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関する条例　新旧対照表

現　　行	改　正　案
（趣旨） 第１条　この条例は，下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第７条第２項および第21条第２項の規定に基づき，公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は，下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第７条第３項および第21条第２項の規定に基づき，公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。
（公共下水道の構造の基準） 第３条　法第７条第２項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は，次条から第７条までに定めるところによる。	（公共下水道の構造の基準） 第３条　法第７条第３項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は，次条から第７条までに定めるところによる。